

## 東広島市社会福祉協議会福祉器具貸出（利用）要綱

### （目的）

第1条 在宅の高齢者や身体に障害のある方など、緊急時に必要な福祉器具を貸し出すことによって、利用者の健康維持を図るとともに介護者の介護負担を軽減することを目的とする。

### （貸出対象者）

第2条 貸出対象者は、市内在住で福祉器具を必要とする在宅の個人とする。

### （貸出期間）

第3条 貸出（利用）期間は6ヶ月を限度とし、貸出（利用）期間が満了し、引き続き貸出をする場合は、貸出期間の最長1ヵ年を限度とし、再度貸出（利用）申請を行うことができる。

2 短期貸付（利用）申請については、車イスに限り一週間を限度とする。

### （申請及び許可）

第4条 申請は、所定の用紙に貸出（利用）を希望する本人又は希望する本人に代わって申請ができるもの（以下「借受者」という。）が記入することによって行う。

2 申請があったときは、すみやかに申請内容を確認して、貸出（利用）に該当する場合に借受者に対して、貸出（利用）許可書を発行するものとする。

### （利用料）

第5条 物品の賃貸借に係る利用料は、無償とする。ただし、返却に伴うものについての費用は、次のとおりとし借受者の自己負担とする。ただし、短期貸付（利用）については、無償とする。

2 申請者は、返却時に次の返却実費を業者に支払うものとする。

- （1）洗浄・消毒料
- （2）点検料
- （3）引き取り搬送料

### （消耗品）

第6条 物品を使用する上で必要な消耗品については、借受者が負担するものとする。

(物品の保守)

第7条 借受者は、物品の使用にあたり、搬入時の説明及び注意を守り常時正常な状態で使用しなければならない。

2 借受者は、社協の許可なく物品に改造などの変更を加えてはならない。また、物品およびその付属物を棄却してはならない。

3 借受者は、利用中に生じた物品の損害および消耗については、その状態を社協に届けた上、その回復にかかる費用を負担しなければならない。

(返却)

第8条 物品は、貸出期間が満了した場合、すみやかに返却するものとする。

なお、続けて使用する場合は、新たに申請を行うものとする。

(経理)

第9条 この事業の経理は、特別会計において処理するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて借受者と社協の協議の上、これを定める。

附 則

1. この要綱は、平成11年4月1日から適用する。
2. 福祉器具貸出要領（平成10年4月1日）は廃止する。
3. この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
4. この要綱は、平成19年4月1日から適用する。